解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

京都府亀岡市曽我部町穴太達原五九番地

農事組合法人穴太ファーム

清算人　石本由美子

解散公告（第一回）

当法人は、兵庫県知事の認可により令和八年三月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

兵庫県明石市鳥羽字二本松一四二一番地二八

医療法人社団鍋嶋医院

清算人　鍋嶋　祐子

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十八日兵庫県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

兵庫県たつの市誉田町広山三九〇番地の一

広山生産森林組合

清算人　白井　浩和

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月三日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

兵庫県明石市天文町二丁目一番三二号

医療法人社団大賀医院

清算人　大賀　成敏

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

広島県安芸郡府中町石井城一丁目五番三六号

医療法人社団スガタ整形外科医院

清算人　新関　祐美

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月五日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

東京都江戸川区北小岩六丁目三九番三号

医療法人社団同仁内科医院

清算人　中里　宗弘

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

横浜市中区本町四丁目四三番地Ａ―ＰＬＡＣＥ馬車道三Ｆ

医療法人社団相真会

清算人　樺島　史朗

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月三十日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

山梨県南巨摩郡身延町釜額七八二番地

宗教法人長澤寺

清算人　弁護士　田中　謙一

連絡先　山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル三階

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十七日目的たる事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

岐阜県多治見市広小路四丁目三九番地

学校法人長谷川学園

清算人代表　長谷川操子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十七日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

滋賀県近江八幡市桜宮町三〇四番地

医療法人社団松原皮膚科医院

清算人　松原　基夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月一日開催の臨時社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

香川県高松市前田東町八〇〇番地一

医療法人社団木村医院

清算人　木村　正司

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

広島市中区榎町三番一九―五〇三号

宗教法人一言

清算人　岡本　洋典

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月二十二日、佐賀地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年三月十九日

佐賀県神埼市千代田町黒井一四一七番地

宗教法人大師教会

清算人　隈　淳平

第十五期決算公告

二〇二五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一九三、九七七
固定資産	二、一三二
合計	一九六、一一〇

負債及び純資産の部

流動負債	五四、八二五
固定負債	一〇、四八〇
株主資本	一三〇、八〇五
資本金	二〇、〇〇〇
利益剰余金	一一〇、八〇五
（その他利益剰余金）	（一一〇、八〇五）
（うち当期純損失）	（四六、八七六）
合計	一九六、一一〇

二〇二六年三月十九日

東京都荒川区西日暮里五丁目二六番七号

クレセントビル一階

カナレシステムワークス株式会社

代表取締役社長　山本　英夫

第10期決算公告　令和８年３月19日

ルクセンブルク大公国　ルクセンブルク市

Ｌ―1536フォッセ通り２番

バイバー・メディア・エス・アー・エール・エル

日本における代表者

楽天グループ株式会社

貸借対照表の要旨（令和５年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	7,208
	固定資産	43,087
	繰延資産	647
	合計	50,941
負債及び純資産の部	流動負債	47,402
	株主資本	3,539
	資本金	31
	資本剰余金	15,494
	利益剰余金	△ 11,986
	（うち当期純損失）	(1,880)
	合計	50,941